

官報

號外

明治三十一年十二月十七日 土曜日

印刷局

第十三回衆議院議事速記録第八號

明治三十一年十二月十六日(金曜日)午後一時七分開議

議事日程 第七號 明治三十一年十二月十六日

午後一時開議

- 第一 生絲検査所法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 官吏遺族扶助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第四 千葉縣茨城縣境界變更法律案(政府提出) 第一讀會
- 第五 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第六 噸稅法案(政府提出) 第一讀會
- 第七 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第八 兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第九 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十 日本銀行納付金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十一 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十二 水害地方地租特別處分法案(前川鎮造君外三十名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十三 醫師會法案(鈴木萬次郎君外二名提出) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ臺灣銀行補助法案、沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案ヲ提出セラレタリ

重岡薫五郎君外三名大岡育造君武市庫太君高須賀禮君ヨリ明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案ヲ木村警太郎君外十名加藤六藏君松島廉作君關直彦君岡本松太郎君堀越寛介君望月長夫君田邊爲三郎君橋本久太郎君宮井茂九郎君中山平八郎君ヨリ田畑地價修正法案ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

行政裁判法中改正法律案外一件委員長

同理事

軍機保護法案委員長

同理事

事業公債及鐵道公債特別會計法案外八件委員長
同理事

- 高梨哲四郎君
- 利光鶴松君
- 土居平左衛門君
- 花井卓藏君
- 長坂重孝君
- 降旗元太郎君

○議長(片岡健吉君) 會議ヲ開ク前ニ當テ諸君ニ御注意ヲ申シテ置キマス、昨日ハ議場ガ騷擾ニ互ツテ議事ノ進行ヲ致サナカッタコトハ、誠ニ本院ノタメニ惜ム所デアリマス、議長ニ足ラザルコトガアリマスレバ、諸君カラ御注意下サレンコトヲ請ヒマスルガ、諸君モ成ルタケ此議場ノ神聖ヲ保ツテ議事ガ秩序ニ依ツテ進ムヤウニ致シタイト考ヘマスル、ドウゾ諸君モ御注意アラソコトヲ希望致シテ置キマス

○藤澤幾之輔君(八十番) 議長

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——八十番何デスカ

○藤澤幾之輔君(八十番) 議事日程ニ入ルニ先ツテ、唯今議長カラ注意ガアリマシタニ就キマシテモ、議事ノ整理ノ點ニ就キマシテ、議長ニ向ツテ質問ヲ致シ、且ツ將來ノタメニ大イニ注意ヲ請ウテ置キタイト思フコトガアリマス(「ヒヤ〜」ト呼ブ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 八十番

○藤澤幾之輔君(八十番) ツレハドウ云フ譯デアアルカト申シマスルト云フト、衆議院規則第七十三條第七十四條ニ依リマスレバ、會議ハ午後一時ヲ以テ始ムルデアリマス、而シテ是ガ散會ハドウ云フ方法ニ據ルカト申シマスレバ、當日ノ議事日程ノ議事ヲ終リマシタナラバ、議長ハ議院ニ諮ラズシテ解散ヲ爲スコトガ出來ル、散會ヲ爲スコトガ出來ル、又縱令議事中心デアリマシテモ時刻ガ六時ヲ過ギマスル時ニ至リマシテハ、議院ニ諮ラズシテ散會ヲ命ズルコトガ出來ルケレドモ、其他ハ決シテ專斷ヲ以テ議院ニ解散ヲ命ズルコトガ出來ナイト云フコトハ、議院規則並ニ此議院法ニ於テ甚ダ明確ナルコトデアアル、唯或ル一ノ場合ノ取除ガアリマス、即チドウ云フ取除デアアルカト申シマスレバ、議場ガ非常ニ騷擾致シマシテ其議事ヲ整理スルコトガ出來ナカッタ場合ニ於テ其議事ヲ中止シ、若クバ閉會ヲ命ズルコトガ出來ルデアリマス、此以外ニ於テハ決シテ議長ハ專擅ニ議會ニ解散ヲ命ズルト云フコトハ出來ナイデアアル、然ルニ昨日ノ議長ノ處置ハドウデアアル、最初生絲検査所法中改正法律案ノ議事ニ就キマシテ、即チ第一議事日程ノ議事ニ入りマシテ委員長ガ壇ニ登ラテ將ニ發言セント致シマシタ、其後ニ紛擾ガ起ツテ議長ハ一時休會ヲ命ジマシタ、其後ニ至リマシテ議長ハ如何ナルコトヲ申シマシタカト申シマスレバ、議長席ニ著キマシテ門馬尙經君ヲ懲罰ニ付スルコトヲ宣言致シマシタ、即チ懲罰委員ニ付スルコトヲ命ジマシテ、ソレカラ直チニデス、所謂議院ニ諮ラズシテ直チニ散會ヲ命ジタノデアアル而シテ其場合ハ先キニモ申述ベマシタ通議事ノ半バデアアル、第一ノ日程ガ終ツテ居ナイ、未ダ委員長ノ報告ガ僅ニ諸君ニ云フタバカリノ時デアリマシテ報告スラ始メナイ時デアッタノデアアル、ソレカラ時間ハ何時デアッタカト云フニ午後二時三十六分、六時ノ前デアアル、此ノ如ク申述ベ來リマシタナラバ、昨日ノ議長ノ處置ト云フモノハ、甚ダ不當デアアル、非常ニ失體デアルト云フコトハ、明瞭デアラウト存ジマス、此ノ如キハ獨リ議院ヲ侮蔑シタノミナラズ議權ヲ蹂躪

シタモノト云ツテモ差支ナイ、其結果延イテ議院ノ神聖ヲ瀆シ、議場ノ體面ヲ傷ケタルモノト云フテモ私ハ差支ナイモノト信ズル、(然リキヤ)ト呼フ者アリ)況ヤ散會ヲ命ジテ退場スル場合ニ至リマシテハ、議員ガ發言ヲ求メタル者アルニ拘ラズ、次同ノ議事日程ヲ報告セズ、斯様申シマシタナラバ、人ハ昔斯様ナ例ガ一度アツタト云フカモ知レマセヌガ、併ナガラズノ如キハ善良ナル慣習トシテ決シテ將來遵奉スベキ慣習デアリノデアアル、既ニ斯ノ如ク昨日ノ議長ノ處置ガ不當デアツタト致シマスレバ、議長ハ他日元田肇君ガ議長ノ代理ヲ致サレル時分ニ大イニ注意ヲ與ヘラハル、必要ガアルノミナラズ、斯ノ如キ不法ノ不當ノ處置ハ後來之ガ議院ノ例デアアルトシテ、是ニ議場ガ從フヤウナコトニナリマシタナラバ、益、失體ヲ累ヌルコトニ立至ラウカト思ヒマス、今後ニ於キマシテハ十分ナル注意ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス、又若シ八十番ガ唯今與ヘタル注意ニ對シテ、若モ八十番ノ注意ト云フモノガ間違ヒデアアル、議長ノ處置ガ正當デアツタ、斯ウ議長ガ認メラル、デアツタナラバ、議長ハ之ニ對シテ十分ナル辯明ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス、又元田君モ此發言ニ對シマシテハ、十分ナル辯解ヲ與ヘル責任ガアルト信ジマス

○三田村甚三郎君(五十三番) 私モ同様ノコトニ就イテ意見ヲ述ベタイ、簡單デゴザイマスカラ、コチラデ述ベマス、私モ昨日議長トシテノ元田肇君ノ處置ニ對シテハ……

(星亨君「議長何デス」ト呼フ)

(「意見中デアリマス」ト呼フ者アリ)

(星亨君「何ノ意見ヲ述ベマス」ト呼フ)

○三田村甚三郎君(五十三番) 甚ダ不當ノ處置デアアルト考ヘマスカラ、元田君ニ忠告スルノデアアル

(星亨君「忠告デスカ」ト呼フ)

○三田村甚三郎君(五十三番) 發言中デアアル、故ニ事實ノ正確ヲ保タンガためニ速記録ニ依ツテ私ハ證據立テ、忠告致シタイト思ヒマス、第一議長ハ甚ダ不公平デアアル、代議權ヲ制限シタト云フコトデアアル、即チ門馬君ト工藤君ガ此處ニ立ツテ發言ヲ求メタトキニ當ツテ元田議長ハドウ云フコトヲ云ツタ、議長ハ工藤君ノ質問ガ終ツタ後ヤレ、即チ此後トデト云フコトヲ云ウテアルデアアリマセヌカ、然ラバ工藤君ノ質問演說ガ終ツタナラバ、免ニ角門馬君ニ發言ハ許サナケレバナラヌ、然ルニ門馬君ガ頻ニ緊急動議ヲ宣告致サレマシメ、始ニ工藤君ノ發言ガアルカラ待ツテ其後トデセヨト云ツタ、工藤君ノ演說ガ終ツテ之ヲ許スカト思ヘバ許サヌ、門馬君ニ其後トデヤレト云フコトヲ許シテ置キナガラ、議政權ヲ制限シテ自分勝手ノコトヲヤリ、始ハ工藤君ノ演說ガ終ルマデ待テト云ツテ猶豫ヲ請ヒ、ソレガ終レバ直チニ許スベキモノヲ許サナイデ、議事日程ニ直チニ入ル宣告ヲシタ、其中ニ頻ニ門馬君ガ呼ンデ居ルニ拘ラズ、斯ノ如キコトヲヤルト云フノハ、明ニ發言權ヲ蹂躪シタモノデアリマス、此點ニ就イテ注意ヲ致シ、第二ニハ公ナル議場ニ於テ議長ガ嘘ヲ吐イテ居ル、何ニ依ツテ嘘ヲ吐イテ居ルカト云ヘバ、此紛擾ノ顛末ヲ議長トシテ述ラレシ時ニ當ツテ、吾々ハ顛末ヲ述ベラル中ニ甚ダ間違ツテ居ルト考ヘマシテ質問ノ聲ヲ發シマシメ、然ルニ元田君ガドウ云フ

コトヲ云ハレタカト云フト「靜ニシテ議長ニ言フコトガアレバ後ヲ承リ、ドウカ報告ダケ御聽ヲ願ヒタイ」斯ウ書イデアリマス、果シテ斯様ナラバ報告ガ濟ンダナラバ相當ノ猶豫ヲ與ヘテ其質問ニ對シテ答フル所ノコトヲ約束シタノデアアル、然ルニ自分ニ言終ツテ散會ヲ宣告シテ、忽チ闕ヲ排シテ逃ゲテシマツテ、質問ニ答ヘル約束ヲシテ置キナガラ、是ヲシナイト云フコトハ、明ニ議場ニ向ツテ僞言ヲ吐クノデアアル、實ニ議場ノ神聖ヲ瀆スコトデアアル

○星亨君(二百二十四番) 反對ノ討論ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 討論デアリマセヌ

(此時發言スル者多クシテ聽取スルコト能ハス)

○星亨君(二百二十四番) 討論デアリマセヌ

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○議長(片岡健吉君) 百八十番

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○井上角五郎君(百八十番) 本員ガ發言ノ權ヲ得マシメ

(「登壇シ給ヘ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 百八十番、注意デアリマスカ、何デスカ

○井上角五郎君(百八十番) 私ハ先刻來議場ニ於テ述ベラル、議論ト云ヒ、注意ト云ヒ、質問ト云ヒ、又現在懲罰事犯ト爲シテ懲罰委員ニ付シテアル所ノ問題ヲ暗々裏ニ前以テ辯護スルガ如キ議論ヲ爲シテ必要ナル會議ヲ妨ゲルト云フコトハ、議場ニ必要ナル問題、即チ唯今始ツテ居ル所ノ第一議事日程ニ這入ルニ方ツテ、此議場ヲ徒ラニ紛擾セシムルモノト心得マスカラ、是ガ問題デアアル、是ガ一ノ議題デアアルト云フナラバ、須カラク緊急動議ヲ出シテ、吾々ニ公然適當ニ男ラシク開戦ヲ御始メニナツタ然ルベキデアアル、(「ツレ程値打ガナイ」ト呼フ者アリ)然ルニ或ハ質問、或ハ注意、甚シキハ明日ニモ、明後日ニ起ル裁判問題、懲罰問題、伏線ヲ今ニ張ツテ置カウト云フセウナコトハ、御止メアラシクコトヲ希望スルノデアアル、即チ議長ニ向ツテ斯様ナ發言一切御止メナサイト云フノガ、本員ノ意見デアアル

○佐藤清君(百六十八番) 本員ノ求メル所ハ、昨日ノ紛擾ニ關聯シテ……

○議長(片岡健吉君) 發言ヲ求メラル、ハ、何ノ理由デアリマスカ

○佐藤清君(百六十八番) 昨日ノ紛擾ヲ醸シタコトニ關聯シマシテ、本院ノ神聖ヲ保ツガためニ、私ハ議長ニ向ツテ請求スルノデアアル

○議長(片岡健吉君) 發言ヲ許シマセヌ

○佐藤清君(百六十八番) 何セ許シマセヌ

○議長(片岡健吉君) 其發言ヲ求メル所ノ理由ヲ尋ネテ居ル、何デスカ

○佐藤清君(百六十八番) 私ノ今申シテ居ルノハ、此議院ノ神聖ヲ保チ秩序ヲ保ツ上ニ、職業上議長ニ御請求ヲ申サナケレバナラヌコトデアリマス

○議長(片岡健吉君) 議長ニ注意デアリマスカ、議場整理ノ上ニ就イテ注意デアリマスカ

(「其通り」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 八十番ニ御答シマスガ、昨日副議長ガ茲デ議會ニ散會ヲ命ジタノハ、衆議院規則ノ八十八條ニ依ツテ散會ヲ命ジタト云フコトデアリマス、又議事日程ヲ宣告セズシテ散會シタコトハ、是マデ例ガ屢、アリマス、此事ヲ申シテ置キマス

○藤澤幾之輔君(八十番) 唯今ノ議長ノ御挨拶ニ就キマシテ頗ル疑フベキコトガ生ジマシタ、ソレハ何デアルカト云ヒマスレバ、衆議院規則ノ八十八條ト云フモノハ、斯様ナ規則デス、第一議會ハ(無用々々)又ハ「發言權ヲ許シテ賞ヒタイ」ト云フ者アリ、議長——八十八條ト云フハ、議院法デアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 私ガ衆議院規則ト申シタノハ、申違デアリマシタ
(然ラバ宜シト云フ者アリ)
○恆松隆慶君(九十七番) 第一日程ニ移ルコトヲ希望致シマス
○藤澤幾之輔君(八十番) 議院法ノ八十八條ハ、斯様ナ文章デ、「議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ルコトヲ得」ト此規則——此規則ハ或ル一ツノ取除ケトシテ、八十番ハ先キニ申述ベテアツタ所ノモノデアリマス、然ルニ昨日ノ會議ハドウデアツタカト申シマス、ト、紛擾ノメニ一旦休會ヲ命ジマシテ、サウシテ更ニ開會ヲ致シマシテ、議長ガ出席シテ席ニ著イテ何ヲ言ツタ、門馬尙經君ヲ懲罰委員ニ付スル、尙ホ今日ハ是ニテ解散ヲ命ズト云フタダケデ、議事筆記ヲ御覽ナサイ、何ヲ紛擾ヲ極メタコトデアアル(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)昨日閉會ノトキハ全ク無事ニ向ツテ進ンダノデアアル、逃ゲタトハ言ハヌ、後口ニ向ツテ進ンダノデアアル、決シテ其場合ニ於テハ騷擾ヲ極メタ此議院法ノ第八十八條ヲ適用スベキ場合デナカツタト云フコトハ甚ダ明瞭デアリマス、併ナガラ(「散會」ト例ハ澤山アル)ト云フ者アリ、斯様ナ法律ニ向ツテ散會シタト云フ今日ニ於テ曲解セラ

ル、ナラバ、唯是ハ執拗ト云フカ、或ハ法律誤用スルカトコナラニ於テ認メル外ハナイ、更ニ此上ハ争フベキコトデアリマセヌガ、若シ併ナガラ此上ニ議長ノ答辯ガアルナラバ、更ニ答辯ヲ致シテ抗辯致サント存シマス
○議長(片岡健吉君) 今日御説ハ聽イタ所デハ、格別答辯スルコトデアリマセヌ
(「宜シ直ニ第一ノ日程ニ移ルベシ」ト云フ者アリ)

○佐藤清君(百六十八番) 衆議院ガ保護ヲ加ヘタコトニ就イテ、議長ニ其
○星亨君(二百二十四番) チョット申上ケル、議長ニ御注意申上ケル、其御注意ノ出タニ就イテ——鳩山君ガ議長ノ際ニ於テ丁度昨日ト同シ例ガゴザイマスカラ、ソレノ朝讀ヲ一ツ願ヒタイ(「無用々々」ト呼フ者アリ)無用デナイ、君ノ方ニハ無用、コナラニハ必要ダ、明治三十年二月一日デス
○議長(片岡健吉君) 例ト云フノハ議事日程ヲ報告シナクシテ散會シタ例デスカ、ソレハアリマス

○田中正造君(百十六番) 百十六番——百十六番
(「ドウカ期讀ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)
○田中正造君(百十六番) 議長——議長
○星亨君(二百二十四番) 此議論ヲ御許ニナツタ以上ハ、ドウレテモ其例ヲ引イテ置カナケレバナラヌノデス
○議長(片岡健吉君) 注意ハ議長ガ聽イテ居ル所デアリマス
(「注意デ宜シ」ト云フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 讀マナクテモ其例ハアリマス、アルト云フコトハ、今八十番ニ向ツテモ、其例ハアルコトヲ申シタノデアリマス

○田中正造君(百十六番) 御忠告ヲ申シマス
(「忠告ハ無用」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 議長ニ議事ノコトニ就イテ注意デアリマスカ
○田中正造君(百十六番) 沈黙シテ居ル積デゴザイマシタケレドモ、星亨君ノヤウナ法律家ガ、アンナ間違ッタコトヲ云フノハ黙ツテ居ラレナイ、ドンナ法律ニ觸レルコトデモ、先例トハ何事デアアル、法律ニ明文ノアルコトハ先例ガ間違ッテ居ルノデアアル、間違ッテ居ルノハ直サナケレバナラナイ、鳩山君ノトキニ間違ッタナラバ、何故其時ニ直サナイノデアアル、其時ニ知ラナカツタノデ、今日發見スレバ今日改メラガ當リ前デアアル、斯ノ如キ法律家ニシテ斯ノ如キコトヲ云フノハ、黙ツテ居ラレナイ(「ヒヤ」ト云フ者アリ)ソレカラ議長ハ議長閣下ノ代理ニ御出シニナツタ人間ノ間違ヒハ、即チ是ハ公明正大ニ自分ガ御匡シナサルガ宜シイノデ、議員ヨリ彼此云ハレズトモ、自分カラ御匡シニナルガ宜シイト私ハ存ジマス、ソレカラ又元田君——元田君モ法律學士デアアルカラ、其昇怯未練ナルコトヲ解釋シナイデ、矢張公明正大ニ自分ノ惡カツタト云フコトハ何ゾ改メラコトハナイノデアアル、正ニ議事規則ニ違ッテ居ルコトハ、二箇條アルノデアアル、マダ時間ニ至ラザラ中ニ勝手次第ニ議場ヲ閉ゼラレルコトハ許サナイノデアアル、モウ一ツハ、ドナタカ仰シヤツカ知レマセヌガ、即チ議場ヲ退クトキニハ、明日ノ日程ヲ必ズ朗讀スベシト書イテアル、此二箇條マダ其外御調ニナレバ分リマシヤウカラシテ、サウシテ何ニモ、其何ヲ苦シシ議場ニ間違ッタト云フコトヲ訛スルノハ、少モ耻ヲカクデモ何デモナイノデアアル、己ノ非ヲ先キニ改メテ、然ルニ議場ヲ整理スベキデアアル、一ノ議員ガ、當年始テ出タ所ノ議員ガ是ガ少シク言葉ガ違ッタ、或ハ議長ノ宣告ヲ耳ニ這入ラナイト云ウテ、是ヲ退場ヲ命ズルコトヲ知ツテ居ル議長デアアル、又此殆ド死刑ノ宣告ヲ申渡スガ如クニ是ヲ懲罰委員ニ申付ケルト云フコトヲ言ツテ、其逃ゲルデハゴザリマスマイケレドモ、其引揚ゲ方ト云フモノハ、殆ド臆病ナ——臆病ナル裁判官ガ死刑ノ申渡ヲシテ逃ゲルガ如キ有様デアツタノデアアル(拍手起ル)此間ニ何一ツノ紛擾ヲ醸ス者ハナイノデゴザイマスカラ、ソレヲシテ紛擾ヲ醸シタト云フノハ、餘リ法律學士デモソレハ惡カラウト思フ、其代理ハ今日片岡君ノ代理デアアルカラ、宜シク片岡君カラ此事ヲ御匡シニナルコトヲ希望スルノデアアル、ソレデモ何デモ議長ハ此議場ヲシテ勝手ニスル權利ガアルゾト云フ御宣言ガアレバ、ソレマデノコトデゴザイマスルガ、決シテ左様ナコトハ片岡君ハ仰シヤル議長デナイ、議長デナイカラシテ、益、ドウカ片岡君ハ片岡君ダケノ御舉動アラソコトヲ、私ハ希望スルノデアリマス

○西村淳藏君(六十二番) 六十二番
○議長(片岡健吉君) 段々御忠告ヲ承リマシタガ、モウ是ヨリ議事日程ニ進マウト思ヒマス
○大岡育造君(四十五番) 議長、議長
○議長(片岡健吉君) 注意デスカ
○大岡育造君(四十五番) 注意デス、議長ノ先刻ノ御辯明ニ依リマスレバ、昨日ノ議會ヲ解散シタノハ、全ク議場ノ紛擾ニ依ツテ此命ヲ下サレタト云フコトデアアル、私ハ正ニサウ思ヒマス、然ルニ昨日ハ一向議會ヲ閉ヂルトキニ紛擾ガナイノニ、曲ゲテ此法律ヲ用ヒタノハ不當デアアルト云フ言葉ニ對シテ、議

事速記第八號 明治三十一年十二月十六日

七九

(三)

長ハ御辯明ハナイノデゴザイマスカ、サウ云フコトハ甚ダ宜クナイト思ヒマスカラ、私ハ議長ニ御注告ヲ申シマス、昨日元田議長ガ門馬尙經君ニ對シテ此問題ヲ懲罰委員ニ付スルト言フタトキハ、其紛擾トモ制スベカラザル有様デアッタ(ノウ)ト呼フ者アリ「共通」ト呼フ者アリ「議場騷然」始メ……其聲ヲ聞イテ見レバ、非常ニ紛擾ヲシテ居ル……(ノウ)ト呼フ者アリ「無用々々」ト呼フ者アリ(八十八條ヲ適用シタノハ尤デア、故ニ議長ニ對シテ此事ヲ御注告申シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 百六十八番ハ何デスカ

○佐藤清君(百六十八番) 議長

○議長(片岡健吉君) 百六十八番ハ何デスカ

○佐藤清君(百六十八番) 昨日……昨日……

○議長(片岡健吉君) 聽エマセヌ、高イ聲デ仰ツシヤイ

○佐藤清君(百六十八番) 分リマセヌケレバ申シマス、昨日私ノ椅子ハ守衛ノタメニ侵サレテアル、所謂議院ノ神聖ヲ瀆シタモノデア、ソレ故ニ私ハ議長ニ向ッテ請求シ、併テ滿場諸君ニ訴ヘナケレバナラヌ、獨リ事我一己人ニ關シタルモノデハナイ、此議院ノ神聖ニ關シタルモノデア、故ニ先刻來請求シテ居リマスケレドモ……

○議長(片岡健吉君) 議長ニ注意デアリマスカ、請求デアリマスカ、何デスカ

○佐藤清君(百六十八番) 實ニ此事ハ……

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 百六十八番ノ注意ハ、昨日一守衛ガ議長ノ命ナクシテ其席ヲ退ケト云フコトヲ命ジタノデア、此神聖ナル議席ヲ瀆スト云フコトハ、甚ダ輕カラヌコトデア、左様ナ不取締ノナイヤウニシテ貫ヒタイト云フ注意デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 注意ハモウ宜イト呼フ

○議長(片岡健吉君) 御注意モ大分聽マシタカラ、是ヨリ議事日程第一ニ移リマス——第一ノ日程一讀會ノ續ヲ開キマス

第一 生絲検査所法中改正法律案 (政府提出)

○栗原亮一君(八十七番) 例ニ依ッテ豫算委員ハ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) チョット御報告スルコトガアリマス、重野謙次郎君ガ議院内ノ面談所ノ際デ、今毆打セラレタト云フ屈ガアリマシタ、チョット其診察書ヲ讀ミマシテ、諸君ニ御報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 注意ハモウ宜イト呼フ

○議長(片岡健吉君) 御注意モ大分聽マシタカラ、是ヨリ議事日程第一ニ移リマス——第一ノ日程一讀會ノ續ヲ開キマス

第一 讀會ノ續 (委員長)

○議長(片岡健吉君) 例ニ依ッテ豫算委員ハ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) チョット御報告スルコトガアリマス、重野謙次郎君ガ議院内ノ面談所ノ際デ、今毆打セラレタト云フ屈ガアリマシタ、チョット其診察書ヲ讀ミマシテ、諸君ニ御報告致シマス

ゴザリマスガ、元來其兇行人ハ捕マツタノデゴザリマスカドウデスカ

○議長(片岡健吉君) ツレハ加害者ハ、直グ守衛ガ捕縛シタサウデスカ

○星亨君(二百三十四番) イツレ反對黨ノヤツ等デセウ

○田中正造君(百十六番) 唯今ノ星亨君ノ言ハ何デスカ、反對黨トハ何ヲ言フノデア、是ハ一通リ聽イテ置カケレバナラナイ

(此時田中正造君議長席ノ前ニ行キタリ)

○田中正造君(百十六番) 反對黨ガ毆打創傷ヲシタトハ何事デア、反對黨トハ何ダ、議事日程ヲ止メテ貫ハナケレバナラヌ

○議長(片岡健吉君) 議席ヘ御著キナサイ、茲デハ應接ヲシナイ

○田中正造君(百十六番) 反對黨トハ何事デア、反對黨トハ何デアアル、星君ヲ御許ニナツタハ何ダ、吾ハ……

(議事日程ニ移ッテ居ル)ト呼フ者アリ「退場ヲ命ジロ」ト呼フ者アリ

○田中正造君(百十六番) 反對黨トハ何デア

○議長(片岡健吉君) 此處デハ應接ヲシマセヌ

○田中正造君(百十六番) 反對黨トハ何ダ、反對トハ政治上國會ニ於テ……即チ人殺ヲ云フノデハナイ

○議長(片岡健吉君) 席ヘ御著キナサイ

○田中正造君(百十六番) 反對黨トハ何ダ

(「退場々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 田中君ニ退場ヲ命ジマス……引出セ

○田中正造君(百十六番) 引出セトハ何ダ

(此時守衛田中正造君ヲ退場セシム)

○井上角五郎君(百八十番) 最緊急ノ動議ガゴザリマス、暫ク議事日程ノ中止ヲ願ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 何ノ緊急動議デス

○井上角五郎君(百八十番) 最緊急動議デア

○議長(片岡健吉君) 何デス

○井上角五郎君(百八十番) 何デモ宜シイ、最緊急ノ動議デア、寸時モ猶豫スルコトハ出來マセヌ、演壇デヤル

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

(「牧口義方君其所ヘ行ツタヤツハ退場ヲ命ジロ」ト呼フ)

(坂本金彌君議長ハ何ヲ話シテ居ルカ)ト呼フ

○議長(片岡健吉君) 緊急動議ニ就イテ井上角五郎君ニ發言ヲ許シマシタ

(拍手起ル)

(「不公平不公平」ト呼フ者アリ)

○井上角五郎君(百八十番) 諸君、本員ノ問題ハ極簡單ニシテ而モ極急ナルモノデゴザイマス、唯今田中正造君ニ向ッテ議長ガ退場ノ命令ヲナレタルニ、是ヲ肯カズ守衛ヲシテ之ヲ出サシメントスル時ニ當ッテ此吾ガ信任シ——此議場ハ何ヲ以テ神聖ヲ保チ得ルカ、唯頼ミニ思フハ此議長アルノミ、其議長ニ向ッテ手ヲ加ヘ袖ヲ引張ツタト云フコトヲ——議長ニ手ヲ當テ、是ヲ引張ツタト云フコトヲ猶豫スルナラバ、國民、四千万ノ代表トシテ、國家ノタメニ(拍

重野謙次郎

衆議院囑托醫

中島淳太郎

明治三十一年十二月十六日

(永井嘉六郎君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百三十四番) 唯今報告ノアリマシタコトハ、誠ニ痛嘆ナコトデ

重野謙次郎

衆議院囑托醫

中島淳太郎

明治三十一年十二月十六日

(永井嘉六郎君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百三十四番) 唯今報告ノアリマシタコトハ、誠ニ痛嘆ナコトデ

重野謙次郎

衆議院囑托醫

中島淳太郎

手起ル)何ヲ以テ國民四千万ノ議權ヲ代表シテ、國家ノタメニ慎重ナル議事ヲナシ得ルデゴザイマセウカ、故ニ本員ハ懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルト云フ動議デアリマス(拍手起ル)願ハクハ諸君ノ贊成ヲ望ム

(拍手起ル)「ノウウ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今井上角五郎君カラ懲罰事件ニ就イテ、議事日程ノ變更ヲ求メラレタノデゴザイマス、贊成ガアリマスカラ決ヲ採リマス——此採決ハ無名投票ニ致シマス、念ノタメニ申シテ置キマスガ、井上角五郎君ノ發議サレタル懲罰事件ニ就イテ議事日程ヲ變更スルノ緊急動議ニ同意ノ諸君ハ、白イ球ヲ御入レナサイ、又是ニ反對スル人ハ黒イ球ヲ御入レナサイ、サウシテ名刺ヲ御携帶ナルヤウニ致シタイ

○星亨君(二百二十四番) 例ニ依ッテ各部ニ居ル所ノ議員ヲ御呼入ヲ願ヒタイノデアリマス、事重大デアリマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 閉鎖——點呼ヲ始メマスル前ニ一應御注意ヲスルガ、懲罰事件ニ贊成ノ諸君ハ白イ球ヲ入レマス、懲罰事件ニ反對ノ諸君ハ黒イ球ヲ入レルコトニシマス

(「日程變更デハナイノデスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ變更デアリマス

(「今一應宣告ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 氏名點呼ヲ始メマス

○山田喜之助君(二百八番) 今一應宣告ヲ願ヒマス、議場ニ行互ッテ居ラヌヤウデスカ……

○議長(片岡健吉君) 今一度宣告ヲシテ吳レイ、宣告ガ行互ッテ居ラヌカラト云フコトデゴザイマスカラ、今一度宣告ヲ致シマス、井上角五郎君ノ發議サレタル懲罰事件ニ就イテ議事日程變更ノ動議デアリマス、是ニ同意ノ諸君ハ白イ球ヲ御入レナサイ、又是ニ反對ノ諸君ハ黒イ球ヲ入レルコトニ致シマス——點呼ヲ始メマス

(「能ク分リマシタ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ノ方ハアリマセヌカ——開鎖——開匣

○議長(片岡健吉君) 投票漏ノ方ハアリマセヌカ——開鎖——開匣

○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ報告致シマス

(林田書記官朗讀)

球數總計二百八十

白球 百四十五

黒球 百三十五

○議長(片岡健吉君) 今ノ井上角五郎君ノ緊急動議議事日程ノ變更ハ多數デアリマスルカラ、議事日程ノ變更ヲ政府ニ同意ヲ求メマス

(此間政府ニ同意ヲ求ム)

○議長(片岡健吉君) 政府ハ議事日程變更セラレマシタカラ、日程ヲ變更シテ、今ノ緊急動議ヲ愛ニ議スルコトニ致シマス、井上角五郎君ハ今ノ緊急動議ノ趣意ヲ述ベラレマスカ

○井上角五郎君(百八十番) 述ベマス

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

○井上角五郎君(百八十番) 諸君、本員ガ唯今議事日程ノ變更ヲ求メマシテ提出致サントスル所ノ問題ハ、既ニ御承知アルコト、心得マスルカラ多言ハ致シマセヌ、唯今ノ唯手續ヲ申上ゲマスレバ、第一議事日程ニ這入ッテ即チ委員長永井嘉六郎君ノ當ニ演説ヲ爲シテ居ル最中ニ於テ、議長ヨリ報告——其前ニ報告ガアリマシタ、其報告ニハ重野謙次郎君負傷シタリト云フノ報告デアリマシタ、定メシ反對黨ガ是ニ負傷ヲサシタラウト云フコトガ、星君ノ唯少シ大キナ言葉ヲ吾々ノ耳ニ這入ッタ言葉デアリマス、諸君、試ニ前ヲ願ヒヨ、高田早苗君ガ負傷シタリト云フコトハ、而モ議院ノ外ニ於テ自宅ニ於テ負傷シタリト云フコトノ報知ノ此議場ニ顯レタトキニ唯今ノ憲政黨、唯今ノ憲政本黨ノ諸氏、其大部分ハ民黨ト稱セラレ、吾々ハ吏黨トカ軟派トカ云レタトキニ(笑聲起ル)其高田早苗君ノ負傷ノ報告ノアツタトキニハ、議場殆ンド悉ク是ハ吏黨ノ仕事デアル、是ハ政府ノ致唆デアルト云フノ言葉ヲ私語セザル者ハナカッタノデアル、今日星君ガ僅ニ大キナ聲ヲ以テ是ダケノ言ヲ發シタト云フ、是ニ激昂シテ田中正造君ハ議場——此處マデ來リ、永井嘉六郎君ノ演説最中ニ此處マデ來テ、是非發言シタイ、ナゼソナコトヲスル發言シタイト云フノ議長ガ幾度カ宥メテ、マア御歸ンナサイ、マア御歸ンナサイ、發言ハ許シマセヌト、幾度宥メテモ肯カナイカラ、退場ヲ命ジマスト云フニ、命令ヲ用ヒナイ、ツレ故ニ守衛ニ向ッテ外へ出スヤウニト云フコトヲ幾度モ云フニ、尙ホ守衛ノ出サントスルノヲ肯ゼズシテ、而モ手ヲ吾々ノ議場ノ神聖ヲ保チ、議場ノ秩序ヲ保チ吾々ガ由ッテ以テ國民ノ上ニ、由ッテ國家ノ上ニ、忍多クモ我一天萬乘ノ(笑聲起ル)帝室ヲシテ永ク此風教ノ道ヲ保ツト云フコトハ、唯此議長ノ整理如何ニ在ルト云フ所ノ此議長ノ身ニ手ヲ觸レタト云フノガ、是ガ事實ナラズ、(笑聲起ル)「謹聽々々」ト呼フ者アリ

即チ是ダケガ今日ノ事實デアッテ、斯様ナ者ヲ此儘ニシテ置ク譯ニハ到底往クマイ、即チ懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付トスベキモノデアルト云フノガ、私ノ動議デゴザイマス、一口ニ云ヘバ田中正造君ヲ懲罰委員ニ付シ、相當ノ懲罰ヲ加フベシト云フノガ、私ノ議案デゴザイマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)「反對」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 二十人ノ贊成ガアルト認メマスカラ、衆議院規則ノ百九十六條ニ依リマシテ討論ヲ用ヒズシテ決ヲ採リマス——之ヲ無名投票ニ致シマス、井上角五郎君ノ田中正造君ヲ懲罰ニ付スルト云フ緊急動議ニ同意ノ諸君ハ白票ヲ御入レナサイ、之ニ反對ノ諸君ハ黒票ヲ御入レナサイ

○武市彰一君(六十六番) 出テ居ル人ハゴザイマセヌカ、御注意ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 尙ホ注意ヲ致シマス

○西村淳藏君(六十二番) 黒球デスカ白球デスカ

○議長(片岡健吉君) 懲罰ニ付スベシト云フニ同意ノ方ハ白票……

(「白票デスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 白球デス

(「ハイ宜シウゴザイマス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 閉鎖——氏名ノ點呼ヲ始メマス

(廣瀨書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ開鎖——開匣

○議長(片岡健吉君) 名刺ノ數ト球ノ數ガ合ヒマヌルカラ、投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(林田書記官長朗讀)
球數總計二百八十五
白球 百四十五
黒球 百四十

○議長(片岡健吉君) 懲罰委員ニ付スルコトニナリマシタ。是ヨリ議事日程ノ第一ニ懸リマス、委員長永井嘉六郎君

第一 生絲検査所法中改正法律案 (特別委員)

(永井嘉六郎君演壇ニ登ル)

○永井嘉六郎君(二十五番) 生絲検査所法中改正法律案政府提出案ニ就キマシテハ、委員會ノ經過及結果ヲ報道致シマス、委員會ニ於キマシテハ此法律案ハ否決スベキモノト議決致シマシテゴザイマス、即チ神戸検査所ハ存続スルモノト云フコトデゴザイマス、其理由ト致シマシテ委員ガ討論致シマシタ其結果ヲ御報道申シマスレバ、神戸生絲検査所ハ二十九年八月以後ノモノデゴザイマス、目今ノ所其成績ガ盛大ト云フ譯デハゴザイマセヌ、是ガ何ガタメニ盛大デナイカト云フト、土地ニマダ慣習ト云フモノガ附イテ居リマセヌ、唯検査ヲ受ケルノガ少シク煩ハシイト云フ點ガアル故ニ、十分ノ成績ヲ見ルコトハ得マセヌ、是ガ月ヲ逐ヒ年ヲ經ルニ從ヒマシテ、此検査所ハ追々盛大ニナナト云フコトハ、吾ガ認メマシタ所デゴザイマス、殊ニ此關西ニ於キマシテ生絲ノ産額ハ、全國ノ割合ヨリ行キマヌルコト、十分ノ三ヲ有シテ居リマス、而シテ此神戸ニハ直輸出貿易同盟會等モゴザイマシテ生絲輸出ノコトニ就イテハ地方ノ人モ十分ニ力ヲ盡シテ居ルコト云フコトヲ聞イテ居リマス、又此検査所ヲ廢シマシタ所ガ僅々七千餘圓ノ金デゴザイマス、斯ル少分ノ金ノタメニ此生絲検査所ト云フモノハ、實ニ必要ヲ追々減シテ來ルコトデアリマスカラ、委員會ニ於キマシテハ是ハ大多數ヲ以テマシテ、政府案ヲ否決致シマシテ存続スルト云フコトニ決定致シマシタモノデゴザイマス、此段ヲ御報道致シマス

○西川宇吉郎君(二百三十番) 委員會ノ決議ニ賛成致シマス
○植木致一君(百六十番) 百六十番モ委員會ノ決議ニ賛成致シマス
○西村淳藏君(六十二番) 唯今委員長ノ報道ニ依リマヌレバ、大多數ト云フコトデゴザイマス、即チ一ニ對スル七ヲ以テ可決致シタサウデゴザイマス、因ツテ以テ議場ノ大勢モトセラシム、コトデアリマスカラ、即決ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトニ附イテ、決ヲ採リマス
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 異議ナシト云フノハ、委員會ノ報道ニ附イテ異議ガナイノデアリマスカ
(「其通り」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 尙ホ念ノタメニ採決致シマス、政府案ヲ二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマシタ、是ハ否決シタルコトニナリマス、議事日程ノ第二ニ移リマス、官吏遺族法中改正法律案ノ第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二 官吏遺族扶助法中改正法律案 (政府提出)

官吏遺族扶助法第三條第二項左ノ通改正ス
郡書記ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セス

附則

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 本案ハ官吏遺族扶助法中ノ改正法律案デ、此法律案ハ極簡單ニシテ理由ハ説明書ニ詳ニゴザイマスカラ、喋々説明ヲ致スコトハ致シマセヌ、唯此官吏遺族扶助法中ノ改正ヲ要シマスル點ハ、郡書記ノ扶助料ガ是マデナイノデゴザイマス、爲ニ、將來與ヘタイト云フ目的ニ外ナリマセヌ、ドウゾ此法案ハ通過致シマスルヤウニ、御協賛アラシムコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 昨日來此議事日程以外ノコトデ時間ヲ費シマシタガ、此場合ハ別ニ質問ヲ要スル問題デモアルマイト思ヒマスカラ、直ニ第二ニ移ラシムコトヲ希望致シマス

○望月長夫君(十九番) チョット唯今ノ法案ニ就イテ質問ガ致シタイ、郡書記ヲ除クノ外ト云フ文字ヲ加ヘラレタ方ガ能ク分ルケレドモ、其下ニ高等官試補云々ノ文字ヲ削ラレテ居ル、所ガ此高等官試補云々ノ文字ヲ削ラレタ理由トシテ、貴族院ニ於ケル本案ノ委員長ノ説明ニ依ッテ見ルト云フト、政府委員ガ貴族院ノ委員會ニ於テ御答ニナツタノハ、今日ハ最早高等官試補トカ判任官見習トカ云フ者ニ俸給ヲヤツテ居ルモノハナイ、俸給ヲヤラヌケレバ納金ヲスル譯ハナイカラ、即チ不必要デアアルカラ除イタト云フ説明デアラヌヤウニ、貴族院ノ委員長ノ説明ガアル、然ルニ私ノ考デアリ司法官試補即チ高等官試補ダラウ、此司法官試補ト云フモノハ、今日確カニアルニ相違ナイ、サウシテ是ガ判檢事代理ヲスルト年俸三百圓ヲ給スル、然ルニ實際ノ取扱ヲ聞キマシテハ、矢張此司法官試補ト云フモノハ、扶助法ノ第三條ニ依ッテ納金ヲ致シテ居ラヌト云フコトヲ私ハ聞イテ居ル、是ハ私ガ聞ク所ガ間違デアアルカ、將又貴族院ニ於テハ委員長ノ報告ガ間違デアアルカ、即チ政府ニ於テ試補以下ノ文字ヲ削ラレタ理由ヲ今一度御説明ヲ願ヒマス
(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 唯今ノ御尋ハ何レ委員會ニナリマヌレバ、其際詳シク説明ヲ致ス積デアリマヌガ、簡單ニ御答ヲ致シテ置キマス、固ヨリ是ハ月給ガナイカラ除キマシタノデアリマヌルガ、即チ高等官試補判任官見習ト云フモノニハ無論月給ガナイ、月給ガナイバカリノ精神デモナイノデス、即チ高等官試補判任官見習ト云フモノハ、此中ヘ加ヘナイ納金ヲシナイト云フ、斯ウ云フ目的デアアル、然ルニ此司法官試補ハ即チ高等官試補デ、司法官試補ト云

フ部分デハ月給ガナイ、所ガ判檢事ノ代理ヲ言付ケラレタトキニ始テ月給ガ附
キマス、是ハ代理ニ屬スル方ノ趣意デアリマスルカラ、其邊ヲ御了解ヲ願ヒマス
○三橋四郎次君(二百五十六番) 問接國稅犯則者處分法改正法律案ノ委員會
ガ開キタウゴザイマスカラ、御許可アラントヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 二百六十五番カラ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリ
マス、御異議、ゴザイマセカス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○三橋四郎次君(二百六十五番) ソレデハ是ニ關係ノ委員諸君ハ、御出席ヲ
請ヒマス
○瀧口歸一君(二百八十五番)
○議長(片岡健吉君) 御質問デアリマスカ
○瀧口歸一君(二百八十五番) 質問デアゴザリマセヌ、政府案ニ賛成ノ意ヲ
表シマス

○議長(片岡健吉君) 是ハ第一讀會デアリマスカラ、委員長ノ報告ノトキニ
御述ニナツテ宜シウゴザリマセウ、格別御質疑ガアリマセヌケレバ、議事
日程ノ第三ニ移リマス、特別委員ノ選舉

第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 議長指名デ九名
○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名致シマシテ、御異議アリマセ
ヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第四ニ移
リマス、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第四 千葉縣茨城縣境界變更法律案(政府提
出貴族院送付) 第一讀會

第一條 千葉縣茨城縣境界變更法律案

- 一 千葉縣下總國東葛飾郡二川村大字新田戸ノ内大字桐ヶ作ノ内中利根
川以北ヲ茨城縣下總國猿島郡森戸村ニ編入ス
- 二 千葉縣下總國東葛飾郡二川村大字古布内ノ内中利根川以北及千葉縣
下總國東葛飾郡木間ヶ瀨村大字木間ヶ瀨ノ内中利根川以北ヲ茨城縣
下總國猿島郡長須村ニ編入ス
- 三 千葉縣下總國東葛飾郡我孫子町大字青山ノ内中利根川以北ヲ茨城縣
下總國北相馬郡取手町ニ編入ス
- 四 千葉縣下總國東葛飾郡布佐町大字布佐ノ内下利根川以北ヲ茨城縣下
總國北相馬郡布川町ニ編入ス
- 五 千葉縣下總國香取郡金江津村下利根川以
ヲ茨城縣常陸國稻敷郡ニ編
入シ千葉縣下總國印旛郡豐住村大字田川ヲ右金江津村ニ編入シ千葉
縣下總國香取郡金江津村大字平川ノ内下利根川以南ヲ千葉縣下總國
香取郡高岡村ニ編入ス
- 六 千葉縣下總國香取郡十倉島村ヲ茨城縣常陸國稻敷郡ニ編入シ千葉縣
下總國香取郡神崎町大字小松ノ内大字神崎神宿ノ内大字神崎本宿ノ

内大字今ノ内下利根川以北及千葉縣下總國香取郡本新島村大字野間
谷原ノ内下利根川以北ヲ右十倉島村ニ編入ス
七 千葉縣下總國香取郡本新島村下利根川以
ヲ茨城縣常陸國稻敷郡ニ編
入シ千葉縣下總國香取郡新島村大字八筋川ノ内大字境島ノ内大字大
島ノ内大字三島ノ内横利根川以西及千葉縣下總國香取郡佐原町大字
佐原ノ内横利根川以西ヲ右本新島村ニ編入シ千葉縣下總國香取郡本
新島村大字川尻大字大戸新田及大字野間谷原ノ内大字石納ノ内大字
飯島ノ内下利根川以南ヲ千葉縣下總國香取郡東大戸村ニ編入ス

八 茨城縣下總國猿島郡中川村大字長谷ノ内大字小山ノ内中利根川以南
ヲ千葉縣下總國東葛飾郡木間ヶ瀨村ニ編入シ茨城縣下總國猿島郡中
川村大字荻打ノ内中利根川以南ヲ千葉縣下總國東葛飾郡川間村ニ編
入ス

九 茨城縣下總國北相馬郡稻戸井村大字稻ノ内中利根川以南及茨城縣下
總國北相馬郡取手町大字取手ノ内中利根川以南ヲ千葉縣下總國東葛
飾郡我孫子町ニ編入ス

第二條 此ノ法律施行ノ爲縣ノ財産處分ヲ要スルトキハ關係アル縣參事會
ノ意見ヲ聞キ内務大臣之ヲ定メ郡ノ財産處分ヲ要スルトキハ關係アル郡
參事會及縣參事會ノ意見ヲ聞キ縣知事協議ノ上之ヲ定メ町村ノ財産處分
ヲ要スルトキハ關係アル町村會郡參事會及縣參事會ノ意見ヲ聞キ縣知事
協議ノ上之ヲ定メ若シ協議整ハサルハ此ノ法律ニ依レル縣境界變更ノ爲ニ
第三條 現任衆議院議員及縣會議員ハ此ノ法律ニ依レル縣境界變更ノ爲ニ
其ノ議員タル資格ヲ失フコトナシ但シ千葉縣會議員ニシテ住居ノ茨城縣
ニ移リ茨城縣會議員ニシテ住居ノ千葉縣ニ移ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 衆議院議員及縣會議員ノ選舉及被選舉資格中其ノ年限ニ關スルモ
ノハ此ノ法律ニ依レル縣境界變更ノ爲ニ中斷セラルルコトナシ

第五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 本案ハ千葉縣茨城縣境界變更ノ法案デアリマスル
ガ、此事ハ諸君モ御承知デアゴザリマセウト思ヒマスガ、衆議院貴族院共ニ展
現レタ問題デアリマスノデ、因ツテ此度ハ展、現レマシタ問題中ヨリ及ブ
キタケ兩縣ノ民情ヲ害ハナイヤウニ及ブベキタケ境界ヲ便宜ニシマシテ、而
シテ此法案ヲ組ンデ是ダケ更正ヲ致シマス、此更正ヲ致シマシタラバ、數
年間兩縣ヲ結レタ物議モ、之ガタメニ自ラ消散ヲ致シデアラウト考ヘマシテ、
此案ヲ提出ヲ致シマシタ次第デアリマス、諸君宜シク御協賛下サルヤウニ
○鈴木儀左衛門君(二百五十一番) 政府委員ニ質問ガアリマス、本案ノ精神
ハ利根ノ本流ヲ割ツテ千葉縣茨城縣ノ境界ヲ別ケルト云フヤウニナツテ居
ルガ、此土地ニ當リマス所デハ、河身ノ改修ヲ爲サントシツ、アル所デア
ゴザリマスガ、此利根ノ本流ヲ割ルト云フコトニナリマスルト、今利根川
此土地ニ當リマス所デハ、河身ノ改修ヲ爲サントシツ、アル所デア
ト思ヒマス、然ルニ此理由書ヲ見マスルト、後ニ至ツテ、復タ境界ノ變更
コトハナイト云フヤウニ記載致シテゴザリマスガ、我等ガ知り得ル所ニ至
マス、本新島村ノ大字結佐ト云フ所ノ大曲リニハ、必ズヤ河身ノ改修ヲ爲

スト同時ニ又、境域ノ變更ヲシナケレバナラヌト云フ必要ガ生ズルノデゴザリマセウ、此邊ノコトヲ明ニ答辯ニ與リタウ存シマス

○大岡青造君(四十五番) 此際地租ノ委員會ヲ開キタウゴザリマスカラ、此處ニ御出ノ諸君ハドウゾ御出ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今大岡君カラ地租條例ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセヌケレバ、左様致シマス

(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 唯今ノ御問ニ對シテ御答致シマスガ、是ハ説明ニモアリマス通ニ今日マデ政府ニ於キマシテハ、此利根川ノ改修工事ノ關係カラ致シマシテ、或ハ此河身ニ動キガナイカト云フコトヲ心配ヲ致シマシタ、此タメニ今日マデ政府案トシテ出シマセヌデシタ、所ガ段々調査ノ結果ハ決シテ最早河身改修ノ結果ハ差支ヘガナイ、少シモ此縣界ノ變更ニ就イテハ關係ヲシタイト云フコトヲ認メマシタノデ、ソレデ此案ヲ出シタノデゴザリマス、ドウカ左様御承知ニナリタイ

○鈴木儀左衛門君(二百五十一番) ドウモ私ノ考ヘマスル所デハ、政府委員ハ此地形ヲ能ク御存ジナイヤウデアリマス、他日河身ノ改修ヲ爲サントスルタメニ杭ヲ打ツタコトガアリマス、此杭ノ目標ニ依リマシテ又變更ヲシナケレバナリマセヌ必要ガ生ジマスノデ、利根川ノ本流ヲ以テ境トスルト云フコトニナリマシタナラバ、後日又々變更ヲシナケレバナラヌ必要ガ必ズ生ズルノデゴザイマス、此事ニ就イテハ政府委員ハ能ク知ラヌヤウデアリマスカラ、此地形ヲ能ク御承知ニナツテ居ル政府委員ヨリ御答辯ニ與リタウゴザリマス

(政府委員内務省地方局長深野一二君演壇ニ登ル)

○政府委員(深野一二君) 尙ホ申シマスガ、ソレハドウカ御議論ノヤウニ認メマスガ、政府ニ於キマシテハ決シテ差支ナイト認メマシタノデゴザリマス、サウ御承知ニナリタウゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此問題ハ屢々當議會ニ現レタ問題デ、イツモ解散ノタメニ成立ヲシナカッタ問題デアル、實ハ即決デモ好ムベキ位デアリマスガ、サウモ往キマスマイカラシテ、直チニ委員付託ニ付セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議モアリマスカラ、次ノ日程ニ移リマシテ、九名ノ委員ヲ議長指名ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 其通致シマス、議事日程ノ第六ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第一條 外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ其ノ入

港毎ニ登簿噸數一噸ニ付十錢ノ噸稅ヲ課ス但シ登簿噸數一噸ニ付三十錢ヲ一時ニ納付スルトキハ其ノ港ニ於テハ滿一箇年間噸稅ヲ納ムルヲ要セス

帝國ト測度法ヲ異ニスル國ノ船舶ノ登簿噸數ハ帝國ニ於テ定ムル測度法ニ依リ換算ス

第二條 噸稅ハ船舶入港シタルトキ船長ヨリ稅關ニ納付スヘシ

第三條 海難其ノ他止ムヲ得サル事故ニ由リ入港シタル船舶ニハ噸稅ヲ課セス但シ本條ノ事故ニ由ルニアラスシテ貨物ノ積卸ヲ爲ストキハ此ノ限ニアラス

第四條 稅關長ニ於テ必要ト認ムルトキハ船舶ノ測度ヲ爲スコトヲ得

第五條 噸稅ノ連脫ヲ圖リ又ハ噸稅ヲ納付セスシテ出港シタルトキハ船長ヲ其ノ連脫ヲ圖リ若ハ納付セザリシ稅金ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第六條 犯罪事件ノ調査及處分ニ關シテハ關稅法ヲ準用ス但シ通告履行ノ期間ハ通告ヲ受ケタル時ヨリ四十八時以内トス

第七條 噸稅ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ヲ適用セス

附則

第八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六 噸稅稅法案(政府提出) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、議事日程ノ第七ニ移リマス

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 議長指名九名……

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名ヲ致シマシテ御異議ガゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス日程第八ノ第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第八 兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

兌換銀行券條例第二條第二項中「八千五百萬圓」ヲ「壹億貳千萬圓」ニ改ム

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ説明ハ理由書ニ書イテアリマスカラ、直チニ特別委員ニ付託アラントラ希望致シマス、其委員ハ九名デゴザイマス、早ク決ヲ採ラヌト質問ガ出マス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第十、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第一條 外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ其ノ入

第十 日本銀行納付金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

日本銀行ハ事業年度毎ニ株主總會ニ於テ決議シタル純益金總額ヨリ拂込株
金額ニ對スル一箇年百分ノ六ニ當ル金額並ニ日本銀行條例第十條ニ依リ積
立金ノ最少額ヲ引去リタル殘額ノ三分ノ一ヲ政府ヘ納付スヘシ
前項納付金ヲ控除シタル殘額ニシテ拂込株金額ニ對シ一箇年百分ノ四ノ割
合ニ達セサルトキハ其ノ不足金額ハ納付金ヨリ控除シ納付スルコトヲ要セ
ス

附則

此ノ法律ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス
○恆松隆慶君(九十七番) 是モ同様説明ヲ要スルコトデナイカラ、ドウゾ前
ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望シマス

○西川宇吉郎君(二百二十番) チヨット政府委員ニ質問ガアリマス、納付金
三分ノ一ト云フ率ハ、ドウ云フ何ニ依ッテ御極メニナリマシタノデスカ
〔政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松尾臣善君) 納付金ノ三分ノ一ト率ヲ定メマシタノハ、是マデ
ノ利益ノ比例ヲ以チマシテ既得權ノ地位ニ立入りマセヌ所デ極メマシタノデ
ゴザイマス、(分リマセヌモット大キナ聲デ)ト呼フ者アリ、是マデノ利益ノ
數ヲ調ベマシテ、ソレカラ是マデノ株金ニ對シテ配當ヲ致シマシタ、此配當
ノ員數ガ是マデニ配當シマシタ高ニ食入ラヌ所ヲ目的トシテ定メマシタ
○西川宇吉郎君(二百二十番) 尙ホ續テ質問ヲ致シマス、サウシマスルト既
得權ト云フモノハ……

○政府委員(松尾臣善君) 既得權ハ第一ノ配當ガ年六分、ソレカラ百分ノ一
ノ積立金(モウ少シ大聲ニ願ヒマス、チットモ聽エマセヌ)ト呼フ者アリ)ソ
レカラ二項ノ百分ノ四ト云フ、此三ツノモノヲ認メマシタシテ……

○西川宇吉郎君(二百二十番) ソレカラ此納付金ト云フ名稱ハ、其性質ハ稅
ニアラズシテ即チ單ニ納付金ト云フ性質デゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) 稅ノ積デハゴザイマス

○西川宇吉郎君(二百二十番) 納付金ノ性質デアリマス

○鈴木總兵衛君(百四十五番) 政府委員ニ質問ガアリマスガ、此日本銀行ハ
是マデ營業稅ノ賦課ハ、ドウ云フ風ニナッテ居リマシタカ

○政府委員(下阪藤太郎君) 唯今ノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス、營業稅
ハ日本銀行ヘ總テ一般ノ會社ト銀行營業ノ會社ト、同ジ負擔ヲ賦課シテ
アリマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第十一特別委
員ノ選舉ニ移リマス

○議長(片岡健吉君) 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ付託シタイト云フ動議ガ恆松隆慶君カラ出
マシタガ、御異議ハゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス——議事日程ノ第十
二第一讀會ノ續、特別委員長ノ報告

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス——議事日程ノ第十
二第一讀會ノ續、特別委員長ノ報告

第十一 水害地方地租特別處分法案(前川 槇造君外三十一名提出) 第一讀會ノ續

○堀越寛介君(七十番) 委員長ガ居リマセヌカラ、私ガ委員會ノ經過並ニ結
果ヲ報告致シマス

○堀越寛介君(七十番) 極ク簡單デゴザイマスカラ此處デ御報告ヲ致シマ
ス、委員會ハ去ル十二月二日委員長及理事ノ選舉ヲ行ヒマシタ、續イテ十四日ニ
會ヲ開キマシテ直チニ可決ヲ致シマシタ、其可決ヲ致シマシタ理由ハ、前例
モ再度アルコトデアアル、別ニ議論スベキ程ノモノデハナイ、當然可決スベキ
モノデアアルト云フコトデ、可決ニ相成リマシタ、希ハクバ直チニ御即決アラ
ンコトヲ望ミマス

〔贊成キヤノ聲起ル〕

○中田彌平君(百九十四番) 質問ガアリマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 委員長ニ質問デスカ

○中田彌平君(百九十四番) サウデス、此第三條第四條ニ就イテ質問致シマ
ス、此法律ニ依ッテ地租ヲ免租スル所ノ縣ガ何縣アルト云フコト、又此法律
ニ依ッテ特別ニ處分スル所ノ地租ノ大體ノ豫算、ソレガ幾ラニナッテ居リマ
スカ、又本法ニ依ッテカラニ水害ニ遭ッタ所ノ土地ノ調査——其調査ト云フ
モノハ、ドウ云フ方法ヲ以テ調査ヲスベキモノデアアルカト云フコトニ就イテ
質問致シマス

○堀越寛介君(七十番) 水害ノ縣ヲ御質問デゴザイマシタガ、ソレハ山梨、長
野、静岡、埼玉、群馬、茨城、栃木、新潟、愛知、北海道等デゴザイマス、
ソレカラ水害ノ面積ニ於キマシテハ、大藏省其他内務省ニ就キマシテ取調モ致シマシ
タデゴザイマスルガ、十分ニマダ報告ガゴザイマセヌカラ、能ク明瞭ニ分リマ
セヌデゴザイマス、ソレカラ又先ツ明瞭ニハ分リマセヌガ、私ノ考ヘマスル
所デハ、凡ソ五十万以下ト存シマスルデゴザイマス、ソレカラ尙ホ取調ニ就
キマシテハ當局者ニ任セマシテ、當局者ガ今マデノ例ニ依リマシテ取調ヲ十
分致シマスル積デゴザイマス

○加藤六藏君(四番) 私ハ本案ノ如キハ地租條例ノ不十分ノタメニ已ムヲ得
ズ起ル問題デアラッテ、既ニ度々斯ウ云フコトガアルノデ、ソレニ就イテ別ニ
彼是レ此處デ議論スル必要ハナイカラ、即決ヲ希望致シマス、尙ホ直チニ二次會
三次會ノ決ヲ採ラレンコトヲ希望致シマス

○中田彌平君(百九十四番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ、此調査ノコトニ就キマシテハ委員長
ノ答辯デアラ、マダ要領ヲ得マセヌ、詰リ是マデノ例ガアルカラト云フコトデ
スガ、當局者ニシロ又本案ヲ提出セラレタ所ノ諸君ニ致シマシテモ、此地租
ヲ免租スルニハ如何ナル方法ヲ以テ調査ヲスルモ、調査ノ方法ト云フモノハ
必シモアル、又五十万圓ノ地租ヲ免租スルニ方ッテ、其調査ノ法ガ立タナイ
中ニ免租スルト云フコトハナカラウ、確實ナル調査ノ方法ヲ聽キタイ

〔採決〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今即決ト云フ動議ヲ出サレタ方ガアリマシタガ、即決
ト云フハ讀會省略ノコトデアリマスルガ、此讀會ヲ省略ナラバ二十人以上ノ

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

○議長(片岡健吉君) 今即決ト云フ動議ヲ出サレタ方ガアリマシタガ、即決
ト云フハ讀會省略ノコトデアリマス

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

委員ノ出席ヲ要スルコトデアリマス

希望者ガアリ、殊ニ三分ノ二以上ノ賛成者ガナケレバ、讀會省略ニハナリマ
 ○加藤六藏君(四番) 一讀會ヲ此處デ極メマシテ、ソレカラ二三讀會ト直チ
 ニ議事ニ付セラレタイト云フノデスカラ、多數ノ賛成ニハ及バヌト云フノ
 デス

○議長(片岡健吉君) チョット分リマセヌガ、讀會省略ヲ……

○加藤六藏君(四番) 省略デハナイノデスカ

○中田彌平君(百九十四番) 議長……

○議長(片岡健吉君) マダ質問デスカ

○中田彌平君(百九十四番) 質問ニ答辯ガナイ、出來ヌナラバ……

○堀越寛介君(七十番) 答辯ヲスルノ必要ガナカラウト思ヒマス、此事ニ就
 イテ答辯ヲ致シマスレバチョット一言デ答ヘラレナイカラ、別ニ必要ハナイ
 ○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出テ居リマスカラ、是カラ決ヲ採リ
 マス、讀會省略ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 三分ノ二以上アルト認メマスルカラ、讀會ヲ省略致シ
 マス——讀會ハ省略セラレマシタガ、原案ノ通ニ御異議ハアリマセヌカ

水害地方地租特別處分法案 確定議
 (異議ナシ異議ナシノ聲起ル)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス
 (至極結構ト呼フ者アリ)
 議事日程ノ第十三ニ移リマス、第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、百六十
 七番

第十三 醫師會法案(鈴木萬次郎君外二名提出) 第一讀會
 醫師會法案
 第一條 醫師ハ道廳府縣毎ニ醫師會ヲ設立スヘシ郡區及市ニ於ケル區ニハ
 支會ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第五條ニ準シ役員ヲ置クヘシ
 醫師會ハ入退會者アル毎ニ官報ニ掲載スヘシ
 第二條 道廳府縣ハ醫師名簿ヲ設クヘシ
 地方長官ハ醫師名簿ニ記入アル毎ニ官報ニ掲載スヘシ
 醫師ハ醫師名簿記入手續料トシテ金三圓ヲ納ムヘシ
 醫師他ノ府縣ニ移轉スルトキハ其ノ府縣醫師名簿記入料トシテ金三圓ヲ
 納ムヘシ
 第三條 醫師ハ醫師會ニ加入スルニ非サレハ患者ヲ診療スルコトヲ得ス
 第四條 醫師ハ其ノ所轄道廳府縣外ニ出張所ヲ設クルトキハ其ノ地方醫師
 會ノ規則ヲ遵守スヘシ
 第五條 醫師會ニハ會長、副會長、幹事及常議員ヲ置クヘシ
 第六條 醫師會ハ毎年定期總會ヲ開クヘシ又臨時總會ヲ開クコトヲ得
 第七條 醫師會ハ其ノ會則ヲ定メ地方長官ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受クヘ
 第八條 醫師會ハ地方衛生會委員中ノ醫師都市區醫及學校醫ノ候補者等ヲ

選定スヘシ
 第九條 醫師其ノ業務ニ關シ醫師會規則ニ違反シタル行爲アルトキハ會長
 ハ定期總會又ハ臨時總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ地方長官ヲ經テ
 内務大臣ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ本人又ハ代理人ハ内務大臣ニ辯
 明スルコトヲ得
 第十條 内務大臣ハ第九條ノ申告ヲ受ケタルトキハ中央衛生會ノ審議ヲ經
 テ之ヲ處分スヘシ
 第十一條 懲戒處分ハ左ノ二種トス
 一 譴責
 二 除名
 第十二條 内務大臣ハ醫師會ニ加入セスシテ患者ヲ診療スル者アルトキハ
 其ノ業務ヲ停止ス

附則

第十三條 現在醫師ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ其ノ開業スル道廳府
 縣ノ醫師名簿ニ記入ヲ請フヘシ但シ第一條ノ手續料ヲ納ムルニ及ハス
 第十四條 沖繩縣及島地其ノ他ニ對シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年三月一日ヨリ施行ス

(鈴木萬次郎君演壇ニ登ル)

○鈴木萬次郎君(百八十七番) 諸君、此案ハ此前ノ議會ニ於キマシテ中島又
 五郎君外數名ノ諸君ガ提出者トナリ鳩山和夫君外數名ガ賛成者トナリマシ
 テ委員ノ手ニ付サレマシテ、殆ド本議會ヲ通過セントスルトキニナリマシテ、
 解散ノタメニ其儘トナリマシタ案デゴザイマス、本院ノ多數ノ意見ハ既ニ此
 案ノ必要ヲ感ゼラレテ居ルコトデゴザイマスルカラ、私ハ喋々ノ説明ヲ要セ
 スコト、思ヒマス、併シ要點ダケハ此理由書ニゴザイマスルガ、一應諸君ノ
 前ニ開陳シヤウト思ヒマス、デ、既ニ此醫師會ナルモノ、必要アルト云フ
 コトハ、當局者及其營業者ガ感知致シテ居リマシテ、東京府下ハ勿論各府縣
 ニ於キマシテモ此醫師會ト云フモノハ成立致シテ居リマス、十數年前以前
 ニ府縣知事ノ嚴達等ニ依リマシテ論達等ニ依リマシテ各地方ニ醫師ノ組合ノ
 如キモノハ成立致シテ居リマス、然ルニ固ヨリ論達等ニ依リマシテ成立
 モノデゴザイマスルカラ、初ノ間ハ有ルガ如キ有様デゴザイマシタガ、今日
 ハ殆ド有名無實デ、會ガアツテモ出席スル者モナク、又其義務ヲ負擔スル者モ
 ナク、或ハ入會シテモ宜イ入會セナイデモ宜イト云フヤウナ有様ニナツテ居
 リマス、然ルニ御承知ノ通、此業務ハ他ノ普通ノ業體ト其趣ヲ大イニ異
 ニ致シテ居リマシテ、此業務者ガ不注意、若クハ怠慢トカ云フヤウナ事柄ガ延
 テ公衆一般ノ安寧ニ大關係ヲ及シマス、即チ傳染病流行地ノ如キトキニ際シ
 マシテハ、此營業者ナルモノガ、或ハ怠慢、若ハ不注意、然ラザレバ情實ニ依
 テ届出等ヲ怠リマシテ豫防消毒等ノ周到ヲ缺キマシタ場合ニハ、是ガタメ一
 町村、若クハ一郡、若クハ一府縣、延テ全國ニ病毒ヲ蔓延スルト云フヤウナ
 虞ガゴザイマス、其及ス所ノ利害ハ申上グルマデモナイ、財産ノ上ニ若クハ
 生命ノ上ニ莫大ナ影響スルコトデゴザイマスルカラ、他ノ業務者ノ不注意デ
 アル怠慢アルト云フコトト、大イニ關係スル所ガ至大デゴザイマスルカラ、
 其取締ガ嚴正アル綿密アルト云フコトヲ要シマスルコトハ喋々ヲ俟タヌ
 コトデアラウト思ヒマス、又個人ノ上カラ申シマシテ隨分此醫師ナル者ガ、

情實若クハ不注意ノタメニ診斷書一本書キマスル紙一枚ガ、人ノ權利ヲ剝奪シテ一家ヲ整理スル能力ナキモノト斷定スルコトモ出來マス、唯例ヲ擧グルバカリデハナイ、既往ノコトデゴザイマスルガ、既ニ或ル立派ナ醫者ガ診斷書ノタメニ或ル立派ナ身分ノ人者ガ狂人トセラレ、ドウシタト云フコトノタメニ社會ニ大議論ヲ惹起シタト云フコトモ、諸君ガ御承知ノコトデアラウト思ヒマス、ソレスノ如ク公衆一般ニ、或ハ個人トシテモ、實ニ此人權ノ上ニ至大ノ關係ガゴザイマスル業務デゴザイマスルカラ、是ヲ取締リマシテ其法規ノ完備ヲ要スルト云フコトハ、固ヨリ必要ナコトデアラウト思ヒマス、然ルニ今日ノ有様ハドウナツテ居ル、例ヘバ同業ニモ此組合ノ如キモノガゴザイマスルガ、此組合ヘ加入シテ居リマスル者ハ甚ダ少數デゴザイマシテ、多數ノ者ハ這入ツテ居ラヌト云フ有様デゴザイマス、左様ナ有様デゴザイマシテハ、第一此年々歳々我邦ニ於ケル惡疫傳染病ノ病氣ノ猖獗ヲ極メテ、十數万人ノ人命ヲ損ヒ、數百千萬ノ財産ヲ蕩盡スルト云フコトヲ防遏スルコトハ出來ナカラウト思ヒマス、試ニ明治二十年ノ東京府下ノ醫師ヲ東京府ニ至ツテ尋ネテ見マスレバ、東京府下ニ開業シテ居ル醫者ハ六千人餘アルト云フコトデゴザイマス、ソレカラ警視廳ニ往ツテ之ヲ尋ネマスルト云フコト二千四百八十人アルト云フ、然ラバ東京醫師組合ヘ加入致シテ規約ヲ作ツテ互ニ補佐矯正シテ組合ト云フ團體ヘ名前ヲ載セテ居ル者、即チ府知事等ノ論達ニ依リマシテ此組合ノ如キヘ加入致シテ居ル者ハ幾ラデアアルカト云フト、千三百六十五人デアアル、ソレスノ如ク醫者ノ戶籍ト云フモノハ實ニ譯ガ分ラヌ、此大都府、立派ナル帝國ノ都府デ、而モ年々惡疫ノ流行スル中心ト云フ所デアアツテ、此惡疫ト戦フシテ之ヲ撲滅スルコト云フ軍隊デアアル所ノ醫者其人數ガ、或ル所デ聽ケバ六千人、或ル所デ聽ケバ二千人、或ル所デ見ルト千三百幾ラト云フ話デアアル、此處ニモ政府委員ノ衛生局長ノ長谷川君ガ居ラレマスルガ、敵ヲ知り己ヲ知レバ百戰百勝デゴザイマスルガ、其人數ヲ醫者軍隊デアアル、此人數スヲ明ニ分ラヌト云フヤウナ有様デ惡疫ヲ防禦シヤウト云フハ甚ダ難イコトデアアラウト思ヒマス、此點一ツカラ申シマシテモ、醫者ノ戶籍ヲ明ニシテ所屬ヲ極メ、嚴正ニ是ヲ取締ルト云フコトノ必要ナルコトハ、明カナコトデアラウト思ヒマス、殊ニ御承知ノ通來年七月一日カラハ即チ改正條約ノ實施期ニナツテ居リマスガ、随分今日ノ有様ヲ見マスルト云フト、醫師ト云フ上カラ申シマスルト云フト、外國人ノ醫師ト云フモノハ、信用アルカノ如ク思ハレマス、デ是等ノ業務者ハ外國人ノ醫師モ隨分我國ニ來ツテ開業スル者モアルデアラウト思ヒマス、然ルニ之ヲ取締ルニ就イテ此醫師ヲシテ日本ノ法律ヲ確實ニ遵奉サセルニ就イテ、即チ法律ナルモノガアルカ、規則ナルモノガアルカト云フト、一ツモゴザイマセヌ、デ今日デストラ少數ノ宣教師ヲ兼ネテ居ル醫師杯ガ、種々ナコトヲヤリマシテ、此取扱ニハ甚ダ困難ヲ致シテ居リマス、況ヤ雜居ノ隣ニナリマシテ彼等ノ來ツテ開業スルト云フ場合ニ、是ヲ取扱ヒマスルモノト云フモノハ一ツモゴザイマセヌデ、餘程是ハ危險ナルコトデアアラウト思ヒマス、ソレ唯我國ニ於テ我醫師ヲ取扱ヒマスルダケデゴザイマシテモ、前述ベマスル如キ必要ガゴザイマスルノニ、搗テ、加ヘテ來年外醫ノ來リマスル場合ニ、之ヲ取締ルト云フ法ガゴザイマセヌト云フコトデゴザイマシタナラバ、一層此事ノ成立ガ必要デアアラウト信ジマスル、故ニ此案ヲ提出致シマシテ、諸君ノ御贊同ニ依リマシテ 早ク既ニ之ガ實施ヲ見

タイコト、存ジマス、念ノタメニ此序ナガラ申シテ置キマスガ、第十三章ノ第一條ニ手數料ヲ及バズト云フコトハ、第二條ノ手數料ヲ納ムルニ及バズト云フ間違デゴザイマスカラ、序ナガラ申シテ置キマス

○花井卓藏君(二百四十一番) 質問致シマス、極單簡ニ要領ダケヲ伺ツテ置キタイノデゴザイマス、此醫師會法ヲ讀ンデ見マスルト云フト、一面ニハ醫師法ノ如クニモ見エル、又醫師會法ノ如クニモ見エル、或ハ醫師法並ニ醫師會法雜種ノモノニモ見エマスルガ、提出者ハ此醫師會法ト云フモノガ出タナラバ、醫師法ト云フモノハ從前ノ醫師規則ヲ其儘デ宜イト云フ御趣意デアリマスカ、如何デゴザイマスカ、其點ヲ……

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 左様デス

○花井卓藏君(二百四十一番) アレハアレヲ醫師法ト見マスルノデアリマスカ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) アレハアノ儘デ、一向抵觸スル所ハゴザイマセヌ

○花井卓藏君(二百四十一番) ソレカラ第二ニ御尋ヲ致シタイ事柄ハ、唯今ノ御提出ノ理由ハ最モ正理デゴザイマシテ私モ甚ダ感シマシタ、併ナガラ御提出ノ趣意ニ副フ事柄ト云フモノガ、此醫師會法ノ第何條ニ該當スルモノデアラウカ、私ハ甚ダ疑ツテ居ルノデアアル、即チ御提出ノ趣意ヲ要約致シテ見マスレバ、醫師ノ業務ト云フモノハ公衆衛生ト人權保障ノ上ニ直接至大ノ關係ヲ有ツノデ、其取締ヲスル法案デアアルト云フノニ歸著シテ居ル、而シテ公衆衛生ノ取締ト云フコト、人權保障ノ取締ト云フ事柄ガ、此條文ノ何條ト何條ニ當ルノデアリマスカ、提出者ノ趣意ヲ聞キマスルト、唯醫師ノ數ヲ知ルト云フコト、現在ノ人數ノ統計ヲ知ルニ就イテモ必要ノヤウニ御説明ガアリマシタ、或ハ其點ハ取調ハ出來テ居マセウカ、折角御提出ノ最大眼目タル公衆衛生人權保障ト云フ取締ニ關スル條文ト云フモノガ殆ド此條文ノ中ニナイデ、此條文ノ主要ト致シマスル所ハ、第三條ノ醫師會ニ這入ラヌケレバ患者ノ養療ハ出來ナイト云フコト、即チ從來醫師ガ特有シテ居ル所ノ規則ノ權ヲ奪フ、並ニ第八條ノ醫師會ニ於テ諸般ノ醫師、即チ衛生會委員中ノ醫師、郡市區醫及ビ學校醫ノ候補者ヲ選定スベシト云フコトデ、殆ド此案ヲ固持スル所ハナ置キタイ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 御答ヘシマス、第七條ニ其會則ヲ定メ地方長官ヲ經テ內務大臣ノ認可ヲ受クベシ、此醫師會ニハ各、醫師ニナリマスル……

○花井卓藏君(二百四十一番) 分リマシタ、醫師會法ニ讓ルト云フ趣意ナンデ、ソレカラ尙ホ一點ヲ御尋致シタイノハ、此法律ハ外國人ニ對シテハ、ドウ云フ風ニ適用スルノデアアルカ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 外國人ニ對シテモ此醫師會ニ加入セヌケレバ加入セヌケレバ開業スルコトハ出來ヌコトニナツテ居リマス

○花井卓藏君(二百四十一番) ソレカラ病院ニ對シテハ……

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 同様

○花井卓藏君(二百四十一番) 病院ハ醫師會ニ這入ルコトニナルト、病院ヲ法人ト見ルカ、或ハ法律ノ人格ヲ與ヘルカ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 醫師デゴザイマスカラ其醫師ガ這入ル
 ○花井卓藏君(二百四十一番) 病院ト云フモノハ法律上ノ人格トシテハ、醫
 師ヲ占領スル資格ハ認メナイコトニナルカ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 認メル認メヌハ別デアリマスカラシテ
 ○花井卓藏君(二百四十一番) 私ハ反對スルノデアリマセヌガ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 病院ニ勤メテ居ル醫師デモ、自宅デ病院ト云
 フモノデゴザイマセヌデモ、同シ醫師デゴザイマスカラ、同シク此法律ガ認
 メテ、ソレニ這入ランケレバナラヌモノト致ス積デアリマス

○花井卓藏君(二百四十一番) チヨット「ハッキリ」致シマセヌガ、ソナラ
 病院ト云フ主體ニハ此醫師會法ト云フモノハ、適用ヲシナイト云フ御趣意ナ
 ンデゴザイマスカ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 左様

○花井卓藏君(二百四十一番) 病院ニ居ル醫師ニ適用スルガ、病院ニハシナ
 イノ病院ト云フ看板ヲ掲ゲテ居ル所ハ、信用ヲ置クベキ場處デアイト見テモ宜
 イノデスナ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) ソレガ醫師ガ這入リマスレバ、此規則等ニ細
 カニ記載致シマスルカラ

○花井卓藏君(二百四十一番) ケレドモ資格デゴザイマスカラシテ、矢張醫
 師會法ニ規定スベキデゴザイマセウ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 是ハサウ認メテ居リマセヌ、提出者ニアツテ
 ハ病院ナルモノハ醫師ガナケレバ成立タナイモノデアルカラ、サウ云フ細カ
 イコトハ醫師會規則ニ譲リマシテ、茲ニハ病院云々ト云フコトハ設クルノ必
 要ハナイト認メテ居リマス

○花井卓藏君(二百四十一番) サウスルト此病院ト云フ(「無用々々」ト呼フ
 者アリ)ト云フ事柄ハ會則ニ譲ルト云フ、斯ウ云フ趣意ナシデスカ

○西川宇吉郎君(二百三十番) 本員ガ申述ベル所ハ既ニ二百四十一番ガ申述
 ベマシテ分リマシタ、甚ダ不備極ク法文ト思ヒマスルガ、併シ九名ノ委員
 ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○早川龍介君(二十七番) 二七番

○議長(片岡健吉君) 質問デアリマスカ

○早川龍介君(二十七番) サウデアリマセヌ、濟ミマシタラ發議シマイ
 ○議長(片岡健吉君) 二百三十番カラ委員説ガ出マシタカラ、是ハ先決問題
 トシテ採決シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○早川龍介君(二十七番) 本員ハ贊成ノ通告ヲ致シテ置キマシタガ、最早提
 出者ノ説明テ十分分ッテ居リマス、委員ニ付セラレテカ政府委員ガ、委員
 ニ向ッテ十分ニ御辯明ニナルコトガ宜カラウ、二百三十番ニ同意ヲ表シテ置
 キマス

(政府委員内務省衛生局長長谷川泰君演壇ニ登ル)

○政府委員(長谷川泰君) 唯今提出ニ相成リマシタル醫師法案デアリマスル
 ガ、此案ニ就キマシテ政府ハ同意ヲ表シマス

○議長(片岡健吉君) 採決ヲシヤウトシテ居リマシタガ、九名ノ特別委員ヲ
 議長ガ指名ヲシテ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、モウ議事日程ノ議事
 ハ濟ミマシタガ、諸君ニ御諮リフスルコトガアリマス、葉煙草專賣資金會計
 法中改正法律案ノ委員内田雄藏君ガ病氣ヲ以テ辭任ヲシタイト云フ書面ガ出
 テ居リマスガ、之ヲ許シテモ異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) ソレデハ許スコトニ致シマスガ、此委員ハ議長指名カ
 ラ成立ッテ居ル委員デゴザイマスカラ、補缺ハ議長ガ指名シテ異議ハアリマ
 スマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ朝倉親爲君ヲ補闕ニ指名致シマス、而
 シテ此委員會ノ委員長ハ内田雄藏君デアリマシタカラ、更ニ委員諸君ハ委員
 長ヲ選舉セラレテ、速ニ議長マデ御報告アラシコトヲ望ミマス。明日ノ議
 事日程ヲ報告致シマス

議事日程 第八號 明治三十一年十二月十七日(土曜日)
 午後一時開議
 第一 (第一號)明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案
 第二 (特追第一號)明治三十一年度特別會計歳入歳出豫
 算追加案
 第三 (特追第二號)明治三十一年度特別會計歳入歳出豫
 算追加案
 第四 (追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナ
 スヲ要スル件
 第五 北海道國有未開地處分法中改正法律案(政府提出貴
 族院送付)
 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 ○議長(片岡健吉君) 是ニテ散會致シマス
 午後三時三十二分散會

第一讀會